

介護用品助成券の対象・対象外商品

助成券対象品目区分	商品概要	助成可否	
紙おむつ	パンツタイプ、リハビリタイプ、テープ止めタイプ	○	
	フラットタイプ	○	
	布製のもの(尿漏れ安心ショーツ、失禁パンツ) ※使い捨てではないため	×	
	おむつカバー、おむつガード ※使い捨てではないため	×	
尿取りパッド	尿取りパッド、軽失禁用パッド	○	
	フラットタイプ	○	
使い捨て手袋	使い捨て手袋(ビニール、プラスチック、ニトリル、ポリエチレン、PVC など)	○	
	ゴム手袋 ※使い捨てではないため	×	
清しき剤 ※介護用で身体に直接使用する場合のみ対象	清しき剤 (泡・濃縮・液体)	○	
	お尻ふき、お尻ナップ	○	
	口腔ケア用品	口腔ケア用ティッシュ、スポンジ、ガーゼ(口腔清掃のためのもの)	○
		口腔ケアジェル、ジェルスプレー、マウスウォッシュ(保湿や口臭予防が目的)	×
	ウェットティッシュ	対人用ウェットティッシュ(介護で直接身体に使用する場合、除菌・抗菌可)、清しきタオル(使い捨てのもの)、医療脱脂綿(1枚ずつパックされた殺菌・消毒綿)	○
		対物用ウェットティッシュ(掃除用、テーブル、食器等の消毒・除菌専用のもの)、トイレ掃除用清しき剤	×
ドライシャンプー	洗い流す必要がなく、髪や頭皮を清潔にするもの	○	
使い捨て防水シート	使い捨て防水シート	○	
	防水シート(洗濯等で再利用できるもの) ※使い捨てではないため	×	

本事業の目的は、要介護者の在宅介護において発生する消耗品の費用負担を軽減するためのものです。そのため、助成対象品目については、介護を目的とし、身体の清潔を保つためのものとしており、上記の助成券対象品目区分(6項目)に限らせていただいております。上記以外の品目については、対象外商品とさせていただきます。

※対象外商品の例

消臭剤、除菌・消毒剤、おむつ用消臭袋、保護クリーム、保湿クリーム、保湿ジェル、ガーゼ、マスク、ベビーパウダー、ウェットティッシュ等の付属品(ケースや蓋、カバーなど)、舌ブラシ など